

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第62号

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険条例施行規則（昭和40年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9号様式を次のように改める。

第 9 号様式（第 19 条関係）

国民健康保険料徴収猶予決定通知書

保険 第 号
年 月 日

様

四日市市長

年 月 日付で申請された保険料徴収猶予について、四日市市国民健康保険条例施行規則第 19 条第 2 項の規定に基づき、下記のように決定をしたので通知いたします。

記

猶予の期間	年 月 日より 年 月 日まで（ カ月）					
対象期	年 期 ～ 年 期					
納付方法	年 月 日	円	年 月 日	円	年 月 日	円
	年 月 日	円	年 月 日	円	年 月 日	円
保証人	住所 氏名					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康福祉部保険年金課)